

屋敷離形における能舞台の研究

A STUDY OF DESIGN THEORY FOR NŌ-STAGE ON YASHIKI-HINAGATA

山崎 純^{*1}, 岡本 真理子^{*2}, 河田 克博^{*3}, 麓 和善^{*3}
仙田 満^{*4}, 内藤 昌^{*5}

Jun YAMAZAKI, Mariko OKAMOTO, Katsuhiko KAWATA,
Kazuyoshi FUMOTO, Mitsuru SENDA and Akira NAITO

We can findout 26 *Yashiki-hinagata* (sourcebooks of Japanese mansion design in architectural reference books), which give descriptions of *Nō*-stage design. In this paper, we introduced bibliography of the 26, analysed their theoretical and historical characteristics.

As a result, we recognized that time of completion of design theory for *Nō*-stage is about Kannei 15 (1638). Related with the historic backgrounds of perfection of *Nō* at *Shikisyou-suki-onari*, design theory of *Nō*-stage was dealt as an orthodoxy of house design and needed. Moreover, publication of "Shinpen-buke-hinagata" in Meireki 1 (1655), the design theory of *Nō*-stage showed repercussions on *Yashiki-hinagata* after the middle Edo era.

keywords : *Nō-Stage, Yashiki-hinagata, "Shinpen-buke-hinagata", Shikisyou-suki-onari*

能舞台, 屋敷離形, 『新編武家離形』, 式正数寄御成

序

本研究は、日本建築様式における設計学理を日本古典建築書の分析から探求するを目的として、特に住宅設計論（屋敷離形）について建築学的に論考している。そしてこれまで、江戸時代の建築設計論にて正統性をもつ四天王寺流基幹本「武家記集」について論じてきた¹⁾。その考察において、四天王寺流基幹本「武家記集」である『諸記集 武家記集』から『匠明 殿屋集』への編纂過程は、茶事・能楽をとりわけ重視する江戸徳川幕府の武家儀礼=（式正数寄御成）による演出施設、数寄屋・能舞台に関する設計学理が希求され、これを体系的に編纂する意図が認められる。

能舞台に関しては、これまで主に「能樂書」を論拠とする能樂史研究として論じられてきたが、能舞台を作事する大工事が記した「建築書」を、能舞台様式学の源泉と理解していない。日本近世の住宅様式学に能舞台学理が成立する建築学的な意義を、最も正統な演能〈場〉である柳営に能舞台が常設され、それが屋敷構成の規範に確立する過程から歴史評価する必要がある。また屋敷離形の編纂において、新しい文化様式である能舞台設計論が受容される過程は、各屋敷離形の建築学的な特徴を顕現する問題と考える。

そこで本稿は、屋敷離形の能舞台設計論に注目して、屋敷離形において能舞台学理が成立する過程を論考する。さらにその歴史相を検証する事で、設計論の立場から、能舞台に関する学理の展開過程を歴史評価したい。

1. 書誌

武家屋敷の大広間前南庭に能舞台を常設する屋敷構成は、（式正数寄御成）における最も正式な武家屋敷の規範で、寺社における勧進舞台とは異なる最上の格式により能舞台は建築化される（後述）。それ故、能舞台の設計論は「屋敷離形」に記載される必然性がある。

日本古典建築書は現在、全国悉皆調査から700点余が知られ、能舞台設計論に関する記載ある屋敷離形は26点を確認できる（表1）。屋敷離形は、秘伝書として江戸時代に活躍した大工家に伝わる筆写本と公刊された木版本に2大別でき、さらに秘伝書は、技術的な内容面から流派や組織の別により系列化できる事が判っている²⁾。本研究では①「四天王寺流系本」（3点）、②「江戸建仁寺流系本」（2点）、③「加賀建仁寺流系本」（3点）、④「武家離形系本」（11点）、⑤「小普請方系本・その他」（7点）に類別する。

*1 東京工業大学大学院理工学研究科建築学専攻 大学院生・工修

*2 東海女子大学文学部美学美術史学科 教授・工博

*3 名古屋工業大学工学部社会開発工学科 助教授・工博

*4 東京工業大学工学部建築学科 教授・工博

*5 愛知産業大学造形学部建築学科 教授・工博

Graduate Student, Graduate School of Science and Eng., Dept. of Architecture and Building Eng., Tokyo Institute of Technology, M. Eng.

Prof., Dept. of Aesthetics and Art-History, Faculty of Literature, Tokai Women's College, Dr. Eng.

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Urban & Civil Eng., Faculty of Eng., Nagoya Institute of Technology, Dr. Eng.

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Tokyo Institute of Technology, Dr. Eng.

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Formative Arts, Aichi Sangyo University, Dr. Eng.

表1 能舞台学理を記載する屋敷雛形

系列	史料名	著者	著述年代	所蔵	形式	刊写
四天王寺流系本	『匠明 殿屋集』	平内政信	承応4年(1655)以降	東京大学ほか	1巻(全5巻)	筆写
	『武家殿閣建地割』	深谷治正・益子清常	元文4年(1739)	東京大学	1巻	筆写
	『武家殿閣之圖式』	藤原政武・平内延臣	宝暦10年(1760)	東京大学	1巻	筆写
江戸建仁寺流系本	『武家式』	甲良豊前宗賀	承応3年(1654)～貞享2年(1685)	都立中央図書館	1巻	筆写
	『諸堂 甲良棟全編』	甲良棟全 編	天保5年(1834)～慶応4年(1868)	都立中央図書館	1巻	筆写
加賀建仁寺流系本	『鎌倉御所總繪圖』	池上吉政・大西政乗	元禄14年(1701)～元文4年(1739)	静嘉堂文庫	2巻	筆写
	『武家鎌倉圖 下』	元禄14年(1701)～元文4年(1739)	金沢市立図書館ほか	1巻(全2巻)	筆写	
	『舞臺圖』	池上延世 写	寛延3年(1750)～寛政元年(1789)	静嘉堂文庫	1巻	筆写
武家雛形系本	『新編武家雛形』	瀬河政重 撰	明暦元年(1655)	安田家・国会図書館	1冊	木版
	『新編三雛形 新編武家雛形上』*	(不記)	万治元年(1658)	京都府立総合資料館	1冊(全3冊)	木版
	『新編武家雛形』	(不記)	寛文13年(1673)	国会図書館	1冊(全3冊)	木版
	『大工雛形 上』	永田長兵衛 版	貞享2年(1685)	竹中大工道具館	1冊(全3冊)	木版
	『(大工雛形) 武家雛形二之巻』	永田調兵衛 版	元禄12年(1699)	金沢市立図書館	1冊(全4冊)	木版
	『大工雛形 新板武家雛形二』	須原屋茂兵衛 版	享保2年(1717)	内閣文庫	1冊(全6冊)	木版
	『新撰増補大匠雛形大全 諸門扉之部 廣間病戸掛二』	山田泰平 撰	嘉永4年(1851)	内閣文庫	1冊(全5冊)	木版
	『増補大匠雛形 新板武家雛形二』	鈴木正豊・本林常持	慶応2年(1866)	蓬左文庫	1冊(全6冊)	木版
	『(竹内右兵衛覧書)』	竹内右兵衛	寛永15年(1638)～承応3年(1654)	松江城管理事務所	1冊	筆写
	『敵寄屋工法集 冬』	伊藤景治	貞享3年(1686)	都立中央図書館	1冊(全4冊)	木版
	『武家造築雑形集』	(不明)	江戸後期	仙台市立博物館	1冊	筆写
	『武家形 十』	(不明)	江戸後期	秋田県立秋田図書館	1巻	筆写
	『(相木等伝来目録) 御所様之部』	柏木政等	元禄2年(1689)	竹中大工道具館	1巻(全5巻)	筆写
	『愚子見記 五』	平政隆出羽少掾	寛文11年(1671)	法隆寺ほか	1冊(全9冊)	筆写
小普請方系本 その他	『諸木碎目録以上三十壹色』	小林頃左衛門	貞享4年(1687)	鶴岡市立郷土資料館	1冊	筆写
	『武家広間惣指図之事』	(不明)	天明5年(1785)以前	明治大学	1巻(全3巻)	筆写
江戸建仁寺流系本	『日本建築参考圖 下』	(不明)	江戸後期	東京大学	1巻(全2巻)	筆写
	『(戸崎知重伝來目録) 三番』	戸崎知重	江戸後期	秋田県立秋田図書館	1巻(全3巻)	筆写
	『武家 全』	(不明)	江戸後期	東京大学	1巻	筆写

*『工匠伝稿 武家・社稷・櫛模形』(東京大学)・『武家雛形』(鶴岡市立郷土資料館)等、字体・形式等から同版と判定できる公刊本が『新編三雛形 新編武家雛形上』を含め5冊ある

まず各系列ごとに史料の書誌を考察し、屋敷雛形における能舞台学理の全貌を明らかにする。

1-1 四天王寺流系本

江戸幕府の作事方大棟梁職を代々継承した、平内家に伝来する技術書である。四天王寺流基幹本「武家記集」として承応4年(1655)以降に編纂されたと考察できる¹⁾『匠明 殿屋集』は、能舞台設計論「舞臺」を記している。しかしながら、慶長13年(1608)に「屏内正信」が記した「武家記集」の祖本に能舞台設計論の記載がない事は、祖本の様態を残す『諸記集 武家記集』との比較考察から判明し¹⁾、両書の編纂時期に能舞台学理の成立過程が推察できる。

さて『匠明 殿屋集』「舞臺」の学理内容は、「本舞台」³⁾・「橋掛」の設計論と、能舞台の設置位置に関する内容で、他書と比較して設計体系に独自性はあるも、部材寸法は主要なものしか示していない。ほぼ同時期の刊行である『新編武家雛形』に対して、およそ1/8の内容項目数にとどまる。設計論に「残所木碎ハ主殿ト同シ可レ用、」とあるように、「舞臺」項目の単独では設計はできない。さらに『匠明』は、「舞臺」に関して「当代廣間ノ圖」へ舞台平面図を記載し、武家屋敷における能舞台の平面形状として極めて初期の様相を示している事は、注目すべきである(後述)。

『武家殿閣建地割』は史料総体に他流派からの影響が認められ、能舞台学理に関して『新編武家雛形』と同一で、写しと判断できる。

『武家殿閣之圖式』は、「舞臺 正信傳」として能舞台立面図が描かれる。しかしながら、先述の様に「正信」が記す「武家記集」祖本に能舞台の記述はない。『匠明 殿屋集』も、「舞臺」項目の単独では能舞台の設計は不可能であるから、『武家殿閣之圖式』は他流派の能舞台設計論をも取り入れ、図面化をはかったと推される。

四天王寺流系本では、『匠明 殿屋集』の能舞台学理に関しては簡略な記述内容で、実用を意識した設計論としており、能舞台を学理として展開すること自体を編纂において重視したと推察できる。そして総体としては、他流派からの学理的な影響もまた指摘できる。

1-2 江戸建仁寺流系本

四天王寺流とともに江戸建築界の二大流派を形成した建仁寺流に

おいて、甲良家技術書に代表される内容の諸本である。江戸建仁寺流系本における能舞台学理を記す屋敷雛形の嘴矢は『武家式』で、能舞台の立面図と、部位名を併記する平面図を記している。

『諸堂 甲良棟全編』は屋敷・堂宮の雛形で、能舞台に関しては立面図・平面図を記し、図中書込により設計論を説く。特に能舞台平面図は、『新編武家雛形』の能舞台平面図と酷似している。

江戸建仁寺流系本の2史料の能舞台設計論に共通性はなく、江戸建仁寺流として独自な学理体系の確立は認められない。

1-3 加賀建仁寺流系本

加賀藩における建仁寺流の祖、坂上嘉継・山上嘉広の技術を伝える諸本である。加賀建仁寺流の能舞台学理を伝える屋敷雛形に、『鎌倉御所總繪圖』と『武家鎌倉圖 下』がある⁴⁾。能舞台学理に関して両書を比較考察すると、『武家鎌倉圖 下』の学理内容は『鎌倉御所總繪圖』と基本的に一致している。しかしながら項目構成の順序に相違がみられ、『武家鎌倉圖 下』の方がより体系的に記述されている。内容的には『鎌倉御所總繪圖』に不備な部分、例えば「後座」「橋掛」に関する記述、環の取付位置等を『武家鎌倉圖 下』は補足し、逆に高欄の細部寸法等は記載を省き、再編成されている。

加賀建仁寺流において特筆すべきは、上記2史料の能舞台学理を統合する『舞臺圖』が編纂され、能舞台学理のみを独立に扱う史料が成立している。全て舞台設計論に関する7項目「真舞臺」「同真舞臺」「觀世舞臺」「寶生行舞臺」「宝生艸舞臺」「和泉殿」「(无名)」からなり、觀世流・宝生流における真行草の格式に応じた舞台設計論を説く構成で、学理が体系的である。觀世流については幕府筆頭としての正統性を、宝生流については加賀宝生流として定着する地域性を重視した学理体系であると理解できる。また真行草の別により、宝生流草舞台を切妻造とするなど、格式の差異を表現している。そして泉殿に「武家舞臺也」と記されるように、あくまで武家屋敷の能舞台設計論を展開している。内容的には、「(无名)」は『武家鎌倉圖 下』の能舞台学理を基本に、『鎌倉御所總繪圖』からも補足され、さらに両史料に不足する設計論は図中書込され、加賀建仁寺流の特徴を際立たせている。「橋掛」高欄の記載が不足

する以外は、設計論として詳細である。

つまり『舞臺圖』において、加賀建仁寺流における能舞台の学理体系が結実している。加賀建仁寺流においては、最終的に舞台設計論を専一に扱う史料が大成している点は注目できる。

1-4 武家雑形系本

能舞台に関する記述がある公刊建築書で最も古い奥書年紀をもつ史料は、明暦元年（1655）『新編武家雑形』である。『新編武家雑形』は、題名から明らかのように武家屋敷に関する設計論を説き、公刊された事による、以降の建築書に与えた影響が大きい史料である⁵⁾。『新編武家雑形』の「舞臺之事」については次章で詳考したい。

公刊建築書は、明暦元年の公刊以後も版を変えて増版が繰り返され広く普及する。『新編三雑形 新編武家雑形上』『新編武家雑形』『大工雑形 上』『(大工雑形) 武家雑形二之巻』『大工雑形 新板武家雑形二』『新撰増補大匠雑形大全 諸門扉之部廣間納戸掛二郎増補大匠雑形 新板武家雑形二』が現在知られているが、いずれの版も学理内容は変化なく、明暦元年の『新編武家雑形』に一括できる。

そしてさらに次の史料を、武家雑形系本として類別する。寛永15年（1638）頃の成立と推される『(竹内右兵衛覚書)』は筆写本であるが『新編武家雑形』とほぼ近似する内容で、先学が明らかにしているように⁶⁾『新編武家雑形』の原典に比定できる史料である。能舞台学理に関しても、『新編武家雑形』にみられる能舞台の図面はないものの、設計論を文章にて説く説文⁷⁾部分はほぼ相応する内容である。『(竹内右兵衛覚書)』「舞臺」学理も次章にて考察したい。

数寄屋雑形を中心に屋敷雑形を加える公刊本『數寄屋工法集 冬』は、能舞台設計論は『新編武家雑形』と同一で、写しと判断される。

『武家造榮雑形集』は、能舞台に関する3項目「舞臺」「舞臺之事」「舞臺口傳」からなる。前2項目は『新編武家雑形』を参考としていると推されるが、主柱寸法は、指図への書込記述と説文における記述とで相違している⁸⁾。また「舞臺口傳」は、『武家造榮雑形集』に独自な指図といえ、基本として参照している『新編武家雑形』に不足する内容を、他史料からの学理により補強している。前述の設計寸法における不整合も、他史料の設計寸法をそのまま引用したためと推察できる。

『武家形 十』は能舞台学理に関して、6項目「舞臺」「西丸表御舞臺」「御本丸表御舞臺」「西丸御休息御舞臺」「二丸御舞臺」「同所奥御舞臺」からなる。能舞台を設計論として述べる「舞臺」は、『新編武家雑形』「舞臺之事」の寸法構成とほぼ等しい。『新編武家雑形』に対して項目数をより少なくて、指図中の寸法書込をほぼ全て実寸で示す等、より簡略な記述とする特徴がある一方で、『新編武家雑形』にはない「切目長押」「土台」寸法を付加する等、設計論の整備を行っている。それ以外の項目は、舞台の設置場所に応じる部材寸法の相違を説明して、設置場所による格式を重視している学理的特質は、武家を意識した編纂姿勢と推される。

つまり武家雑形系本の能舞台学理は『新編武家雑形』「舞臺之事」が基本である。他流派の能舞台設計論を参考として新たな学理補強するも、学理の基本は『新編武家雑形』から変容はない。

1-5 小普請方系本・その他

寛文頃（1661）から台頭し、やがては作事方を凌駕するに至った江戸幕府小普請方の大工家に伝来する諸本を小普請方系本と称すが、その多くは作事方大棟梁、平内家・甲良家の技術書に直結する。

『(柏木政等伝來目録) 御所様之部』のみ、他家に多くを依存しない固有の構成・内容を伝える屋敷雑形といえる。能舞台に関しては、説文と指図（立面図・平面図、および指図への設計寸法の書込）を併記する。説文の構成は、まず「本舞台」「後座」「橋掛」の設計論を述べ、そして細部付属物である環・和環、「橋掛」極寸法、切戸口、「後座」軒長さに関する補足的な説明を加える。指図書込は、特に奉行窓（物見窓）の設計寸法を詳細に述べている点が特徴的である。全体として『新編武家雑形』の影響が認められるが⁹⁾、「本舞台」柱太さを基準として「後座」「橋掛」の柱太さを木割として求める等、設計論は『新編武家雑形』より体系的といえる。また細部意匠の設計論に関しては『(柏木政等伝來目録)』に独自性がある。

『愚子見記 五』は、能舞台学理に関して「舞台之貳」「(禁中舞台)」「舞台右構左構之貳」「柱名」「(禁裏舞台)」「(東本願寺ノ舞台)」「舞台ト座敷ノ間」「(鐘鉤之鑼)」「舞台」を述べる。「舞台之貳」は、能楽書の公刊本『能之訓蒙圖集』と記述内容が等しく、さらに慶長元年（1596）の能楽書『舞臺之圖』へ遡ることができる。また「舞台」は『新編武家雑形』の寸法規定と一致しており、つまり『愚子見記』の能舞台設計論は、江戸時代前期に発刊された建築書・能楽書の両公刊史料を参考に編纂されており、建築百科辞典的な編纂姿勢を伺わせる内容である。

『諸木碎目録以上三十壹色』の能舞台に関する学理は、『慶長九年 木くたきの事』からの写しである。『慶長九年 木くたきの事』は慶長9年（1604），建築書に能舞台設計論を記載する最古の史料で、屋敷雑形ではなく廄・門等に関する史料であり、能舞台設計論の構造的な記述を中心に構成されている。記述の順序は整理されおらず、柱太さ等の主要部材寸法や屋根形態に関しても選択の自由度が高く、設計論としては確立されていない。つまり武家屋敷における能舞台の設計論として、いまだ確固たる設計概念が決定されていない時期の学理である事を伺わせる内容である。

『武家広間惣指図之事』は規矩・屋敷に関する史料で、能舞台の学理は説文による記述と指図（立面図・平面図と図中書込）から構成される。全体的に『新編武家雑形』からの影響が指摘できる¹⁰⁾。

『日本建築参考図 下』は能舞台の学理に関して説文のみで、指図を含まない。「本舞台」「後座」の部材寸法に関する記述間に切戸口・和環打所・付属物の説明を補足する等、構成に統一性はない。他史料を参考しながら不足箇所を補い編纂した経緯が看取できる。内容的には『新編武家雑形』からの影響が比較的大きく¹¹⁾、「橋掛」については『匠明 殿屋集』「舞臺」の記述と共に通し、また一方で加賀建仁寺流系の能舞台設計論に近似する内容もある。『日本建築参考図 下』に独特な寸法体系も多い。つまり一概にどの史料を参照したかは言及できない、複合的な特徴をもつ。

『(戸崎知重伝來目録) 三番』は屋敷・櫓について記載する史料で、2種類の舞台設計論を説いている。舞台（前記）は、説文と指図（立面図・平面図と図中書込）に説明して、舞台平面図は「本舞台」の三方を縁状に「脇座」が取り囲む特殊な平面形状である。「本舞台」の主柱太さも他史料と比較して異常に細い¹²⁾。舞台（後記）は、説文と指図（平面図と図中書込）からなり、能舞台の構造は基本的であるが、指示寸法は他史料にない特徴をもつ¹³⁾。

『武家 全』は指図中心の史料で、項目名称は「泉殿」として¹⁴⁾能舞台の立面図が記載されている。

2. 学理的特質（『新編武家雑形』「舞臺之事」学理について）

屋敷雑形における能舞台学理を検討すると、『新編武家雑形』が公刊建築書として諸本に転伝される学理的な影響の大きい事が判明する。『匠明 殿屋集』や加賀建仁寺流系本については、設計論の体系に独自性があるとはいえ、内容的には『新編武家雑形』と連関があり、能舞台学理の成立に武家雑形系本の影響が推察できる。

そこで本章は、屋敷雑形の能舞台学理として最も基幹といえる『新編武家雑形』「舞臺之事」について学理的な特質を詳考したい。

2-1 項目体系

能舞台の学理を記す「舞臺之事」（目次名称による）は、『新編武家雑形』他項目の学理と同様、指図と説文に大別できる。指図は項目名称「舞臺」を冠し簡略であるが平面図・立面図を、そして指図中に主要部材の寸法を書き込む（図1）。次に「ぶたいの事」と項目名称を改め、細部にわたる設計論を説文により記述している。説文の内容は「本舞台」「脇座」「橋掛」に関して、建設順序に従い下部から上部へと各部材寸法を説明し、設計論として実用性は高い。また「広間」との関連から能舞台設計論を説明し（後述）、屋敷雑形における能舞台学理の位置づけが明瞭である。全体的には、細部へ及ぶ詳細な記述といえるが、「後座」「鏡の間」「楽屋」に関する設計論についてはほとんど言及されていない。つまり「鏡の間」「楽屋」を含み能舞台とする概念による設計論は、いまだ確定されていないと推察できる。

ところで『(竹内右兵衛覚書)』は、『新編武家雑形』の原典に比定できる史料で、能舞台の設計論に関する説文の内容は両史料で酷似する。両史料で相応する部材で寸法が相違する項目は「後座」寸法のみで、他に差異はない。記述の項目数を比較すると、『(竹内右兵衛覚書)』「舞臺」の64項目に対して『新編武家雑形』「舞臺之事」は79項目と15項目多く、「舞臺之事」にあり「舞臺」にない項目は細部意匠に関する記述と、「舞臺之事」では図中書込する項目である。一方「舞臺」にあり「舞臺之事」にない項目は、幕股位置や「橋掛」取付角度等の『新編武家雑形』では指図に表現される項目である。つまり能舞台学理は、『(竹内右兵衛覚書)』に設計論として確立が認められ、そして『新編武家雑形』の原典においても、能舞台設計論は成立していたと推察できる。

2-2 指図体系

『新編武家雑形』は「舞臺之事」冒頭「舞臺」に能舞台平面図・立面図を記載し、図中に簡略な寸法指示をする（図1）。能舞台平面は「脇座」「後座」付「本舞台」に「橋掛」が延び、「鏡の間」から矩折りに廊が続き「脇座」横「切戸口」まで連結する平面構成である。これは寛永16年（1639）に建立された仙台城二丸の表舞台（図2）、「樂屋」から「切戸口」を直結する廊下がある平面形状¹⁴⁾に近似している。この平面構成の時代的な特質は次章にて詳考したい。

しかしながら、「舞臺」平面図の「鏡の間」は平面寸法的にあまりに小さく、また「鏡の間」から「切戸口」を結ぶ細長い廊や「樂屋」は、実用を考え機能的に不適当といえる。説文による設計論に「鏡の間」「樂屋」の記述がないと同様、指図も「本舞台」から「橋掛」にかけてを中心に描き、それ以外の描写は省略しているためと推される。

つまり「舞臺」平面図は設計の実用としてより、平面構成を概念的に示す編纂意識が認められる。それは説文の能舞台設計論が詳細

で実用的である事と対比をなす。

さらには、『新編武家雑形』の平面図「廣間」・設計論「ひろまの事」と、能舞台学理との関連に注目すべきである。設計論は内容的に、いわゆる『匠明 殿屋集』でいうところの〈古法主殿〉論を述べているが、設計論を説く説文の項目名称は「ひろまの事」で、説文中も「ひろま」に語句の統一がはかられている。その当時において武家専一な殿舎の呼称である「ひろま」にこだわる編纂姿勢が伺え、こうした特質は『諸記集 武家記集』の設計様式に対する意識と近似している。しかしながら、指図の「廣間」が6間×7間の〈主殿〉平面図を記載して、当代建築である能舞台学理との関連に矛盾する事は特記できる。能舞台は、広間奥の上段から庭に向かう方向に将軍が南面して座して演能が鑑賞できるL字型平面構成、『匠明 殿屋集』の「当代廣間ノ図」に類する「広間」が必要で¹⁵⁾、その広間前の南庭に能舞台は常設される。すなわち指図「廣間」に関しては、能舞台学理との相応性がない。

要するに『新編武家雑形』の指図に関しては、実用性より概念性を重視する編纂姿勢が貫して認められ、当時の社会的覇者＝「武

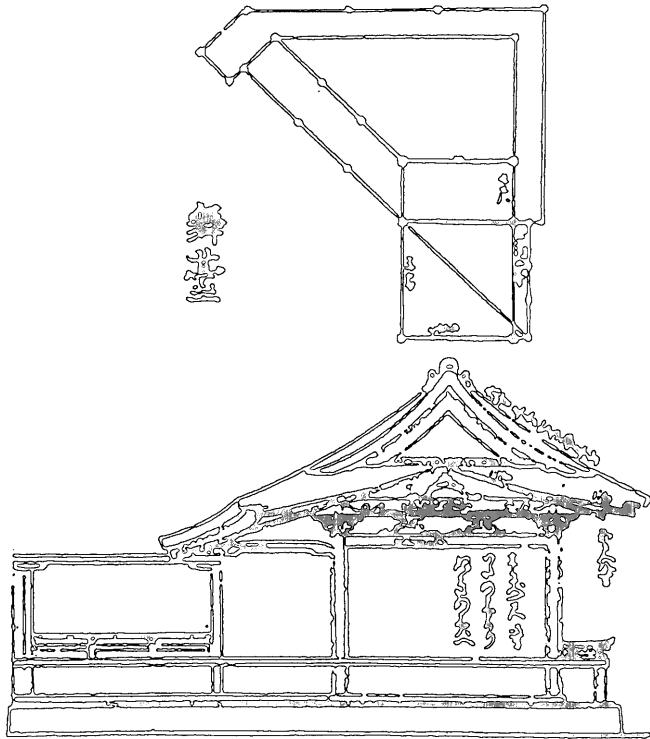


図1 『新編武家雑形』「舞臺」

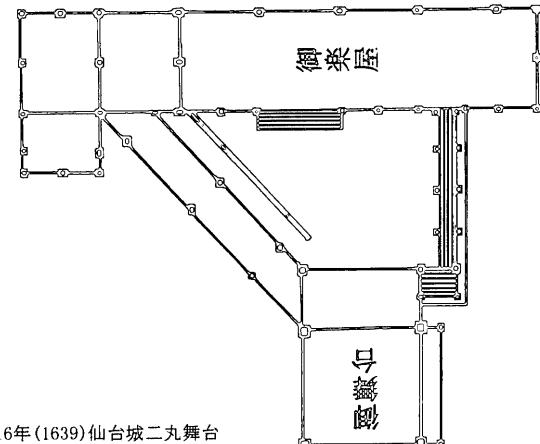


図2 寛永16年(1639)仙台城二丸舞台

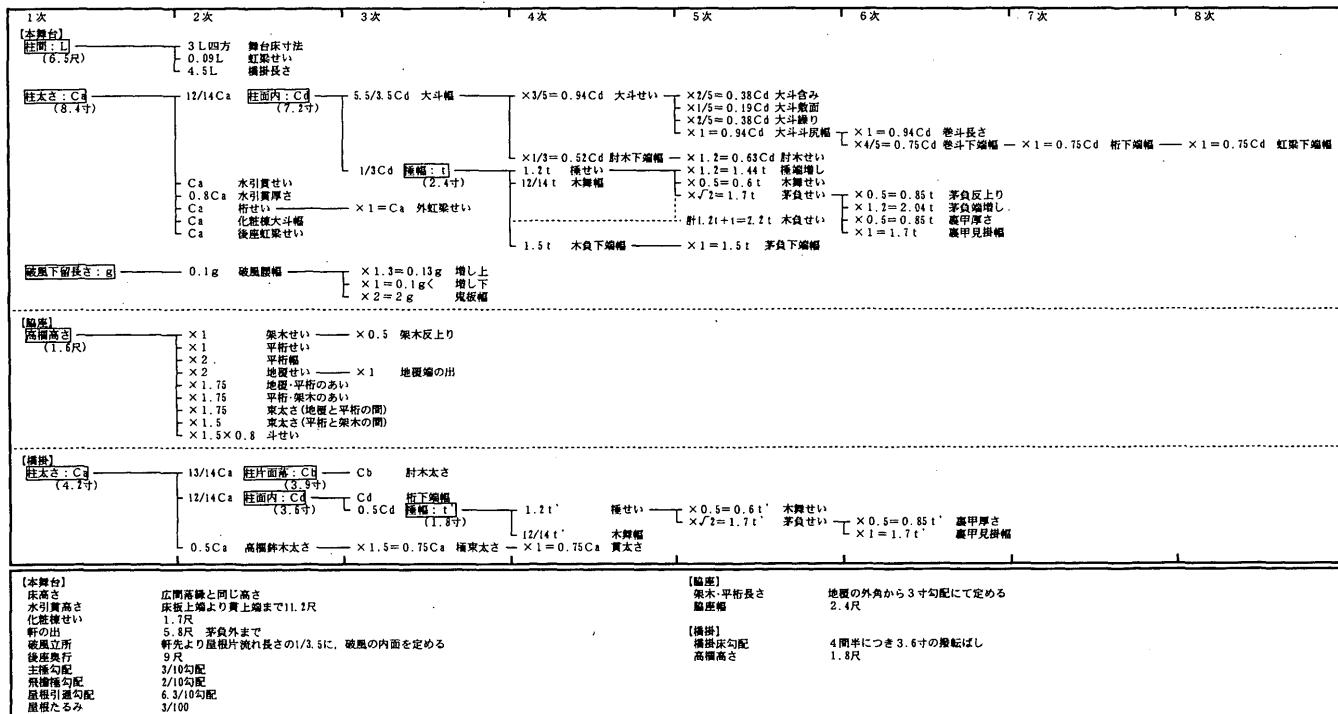


図3 『新編武家雑形』「ぶたいの事」木割組成図

家」を対象とする建築書としての正統意識を顕現している。

2-3 設計體系

説文による能舞台設計論「ぶたいの事」の第1次木割基準値は、「本舞台」の柱間・柱太さ・破風下留長さ、「脇座」の高欄高さ、「橋掛」の柱太さの5部材により、全体で第8次の木割組成をなす(図3)。それぞれ第1次木割基準値を頂点とする木割組成は、すべてその第1次木割基準値の部材がある「本舞台」「脇座」「橋掛」内に収まり、「本舞台」「脇座」「橋掛」のそれぞれを独立項目として扱う設計体系と判明し、寸法構成論(木割)は体系的と評価できる。

「本舞台」の柱間は「ひろま」柱間に等しい6.5尺を基準として、「本舞台」の柱太さも「ひろま」柱太さ=4.2寸の倍8.4寸角柱、「橋掛」の柱太さは4.2寸と「ひろま」柱太さに等しい。また「本舞台」の床高さを「ひろま」落縁の高さと同じくするよう指示する等、武家屋敷の延長に能舞台学理を説く様式意識が伺える。

3. 歷史的特質

3-1 学理の成立過程

『新編武家雑形』「舞臺之事」は能舞台を独立した概念と捉えてはおらず、「ひろま」と関連する、あくまで屋敷雑形における能舞台学理である。そして説文による設計論は詳細で実用的である一方、平面図は理念的といえ、武家屋敷の設計論であるがために能舞台の学理を記載する事にこだわる特徴が注目される。そこで、こうした学理的特質の意図を能舞台学理の成立過程から論考したい。

『新編武家雛形』以前に「武家雛形」が公刊されていた事は、『新編武家雛形』奥書から明かで¹⁶⁾、その内容は『(竹内右兵衛覚書)』に比定され考察できる⁶⁾。能舞台学理に関しても、説文による設計論には両書の関連の深さが指摘でき、屋敷雛形における能舞台設計論の確立は、『(竹内右兵衛覚書)』および『新編武家雛形』原典が記述された、寛永15年頃と推察できる¹⁷⁾。

しかるに、『新編武家雛形』の能舞台平面図に実用の意識は認め

られない。説文と指図における編纂意識の相違を考察する上で、『(竹内右兵衛覚書)』に指図が存在しない事は注目すべきである。つまり『(竹内右兵衛覚書)』と『新編武家雑形』の学理体系に、能舞台学理を武家屋敷の設計論として不可欠とする認識は共通するも、指図のない『(竹内右兵衛覚書)』では、能舞台の設計論について〈覚書〉する編纂姿勢が一貫している。能舞台学理は、まず寛永15年頃に実用性ある〈覚書〉の編纂意識から設計論が成立して、遅くとも明暦元年には武家屋敷の不可欠な施設として理念化される。武家の建築論である正統意識を、理念的な指図に反映させる編纂姿勢は、まさに〈学理書〉の大成と評価できる。

能舞台学理の成立過程をさらに明確にするため、屋敷雛形にこだわらず、能舞台学理を記す史料として求めたい。慶長元年（1596）の能楽書『舞臺之圖』と、慶長9年（1604）『慶長九年 木くたきの事』（『諸木碎目録以上三十壹色』の能舞台学理に関する原典）は、『新編武家雛形』の公刊以前に能舞台設計論を記載する史料である。『舞臺之圖』は能楽書で、能役者の立場から書かれた史料である。また『慶長九年 木くたきの事』は建築書であるが屋敷雛形でなく、廄・門等に関する雛形の一部に能舞台設計論を記載する。いずれも能舞台設計論として簡略で、記述に体系性は認められない事から、いまだ能舞台学理は設計論として確立していない。

要するに能舞台学理の設計論は、屋敷雛形に記載されて初めて確立しており、武家屋敷の殿舎構成として能舞台が導入される歴史過程との関連が推察できる。

3-2 歷史相

能舞台学理は、屋敷雛形における設計論として寛永15年頃に成立する。しかるに、すでに明暦頃には武家式樂の〈場〉として武家を象徴する正統な屋敷施設と認識され、理念化される一面もある。

そこで本項では、能舞台学理の歴史相をたどりたい。

演能と將軍御成：能樂（猿楽能）は、歴史的にはもと神事・法会を中心に〈翁舞〉から展開¹⁸⁾し、やがて中世には鑑賞の対象となり、

職業的に演ずる猿楽座が成立する¹⁹⁾。応安7年(1374)に將軍義満が観阿弥・世阿弥父子の猿樂を見学(今熊野猿樂)して以来武家に庇護され、室町將軍の「式正御成」をはじめ幕府公式行事における饗応の規式に演能は組み込まれる。

能専用の舞台は勧進能場として室町時代に確認できるが、いまだ仮設構造であったと考えられる。常設の能舞台として最古の遺構は、永祿11年(1568)頃の巣島神社能舞台である。桃山時代に権力者の嗜みとなり常設能舞台が必要され、意匠・構造の発展を遂げる²⁰⁾。

室町幕府の伝統を承ける徳川幕府は、公家式樂=「舞樂」に対する武家式樂=「能樂」と定め、能樂は古典芸能として正統性を獲得する²¹⁾。ここに武家屋敷の設計論に能舞台学理を記す必然性は理解でき、能樂の大成過程と平行する能舞台設計論の成立は、武家屋敷の構成に新たな建築文化である能舞台を融和させる規範意識が生じたからに他ならない。そこで、武家屋敷に能舞台が常設され、やがて展開する歴史過程を考察するため、將軍御成における屋敷規範の変遷について検証してみたい。

將軍御成が、武家屋敷における構成の規範を創成している事は既稿でも考察した²²⁾。室町將軍の「式正御成」における演能会場は会所から、やがて御成御殿にて行われる。慶長15年(1610)徳川秀忠の上杉邸御成は、数寄屋による茶事が新しく規式に加わり数寄の御成に近づきつつも、能は御成御殿で鑑賞している。元和3年(1617)の秀忠による前田邸御成は、いわゆる「式正数寄御成」の規式にて、大広間前の前庭で演能を行う初めての記録である²³⁾。そして元和9年の尾張邸御成により「式正数寄御成」は規定化される。すなわち「式正数寄御成」に対応する屋敷構成が規範化され、L字型平面形状をもつ中門廊付の大広間と、広間奥の上段から南庭を望む方向に能舞台を常設する²⁴⁾、屋敷雛形に能舞台学理を記載する必然性が生じている。

武家屋敷の能舞台：そこで將軍御成の規式反映の実際を、徳川幕府による主要殿舎を中心として検証していきたい。

文祿3年(1594)伏見城御殿は慶長10年秀忠の將軍宣下式で²⁵⁾、慶長8年(1603)二条城本丸(後の二丸)御殿は同年の家康の將軍宣下式で²⁶⁾演能を行っている事は記録から判明するが、いずれも能舞台を常設していたかは確認できない。慶長13年(1608)の駿府城には本丸御殿に能舞台がなく、三丸に常設されていた事が判明している²⁷⁾。また、慶長20年(1615)名古屋城にも本丸御殿には常設する能舞台は認められない。そして江戸城では、慶長12年の勧進能で本丸と西丸の間に能舞台を仮設しているが²⁸⁾、本丸御殿には能舞台を確認できない。すなわち慶長期以前には、たとえ能狂として知られる家康の殿舎といえども、最も格式ある本丸大広間前に能舞台が常設されていない事は重視すべきである。

本丸大広間前の南庭に能舞台を常設する「式正数寄御成」に対応する武家屋敷の結構は、規式成立とまさに同時期、元和8年(1622)江戸城本丸を嚆矢とする²⁹⁾。

規範の成立(元和・寛永期)：そこで、武家屋敷の「ハレ」施設として能舞台が導入された当初、元和・寛永期における武家能舞台の様相を考察したい。

問題とする元和造営江戸城本丸の能舞台に関しては図面がなく、その平面詳細をつまびらかにする事はできない。江戸城本丸における能舞台の平面詳細を図面等から確認できるのは、次の寛永造営以

降である。元和期の能舞台に関しては、元和6年(1620)に將軍徳川秀忠の娘和子入内のために改造された中和門院御所の対面所前舞台、禁裏紫宸殿前舞台(仮設)から、能舞台の様相は確認できる³⁰⁾。

これらの仮設能舞台に「脇座」がない平面の特徴は重視すべきで、「匠明 殿屋集」「当代廣間ノ圖」に描く能舞台平面図(図4-1)の特徴と一致する。つまり武家様を意識した初期、元和期における能舞台平面形状の様相は「脇座」が定着していない特徴がある³¹⁾。そして次の展開過程が示すように、平面形状は漸次変化して、次第に規範が確立する。元和期の能舞台学理が、いまだ設計論として過渡的である蓋然性は理解できる。

①まず寛永初年(1624)頃、名古屋城二丸御殿の「表」能舞台(図4-2)³²⁾では、元和期にみる能舞台平面と近似するが、「脇座」が加わる。しかしながら屋根はいまだ切妻である³³⁾。

②寛永3年(1626)二条城二丸(図4-3)³⁴⁾や同4年大坂城本丸³⁵⁾の表舞台は、さらに「橋掛」後方へ「羽目板」が加わる。「羽目板」裏へ「土間廊下」ができ「切戸口」が加わり、関連して「かくし扉」が付く。

これらの舞台装置はすべて、「橋掛」後方への観客の視線を遮り、能役者が「樂屋」から「本舞台」へ「橋掛」を使わずに裏手からの移動を可能とする、機能面からの一貫性がある。

③そして寛永17年(1640)江戸城本丸の本舞台(図4-4)³⁶⁾を嚆矢に、「橋掛」南東隅部に「幕口」が突出し「奉行窓」が付く。

ここに江戸城本丸の能舞台として、能舞台は規範化される。

すなわち、最上の格式を示す江戸城本丸の本舞台における意匠は、三斗組・水引貫上四方に幕股2箇づつ(計8箇)。軒は2軒・入母屋造として表現される。そしてそれ以後の本丸造営時においても、最も格式高い「場」である江戸城本丸大広間前の本舞台は、「樂屋」関連施設の充実はみられるものの、舞台平面形状に大きな変容は認められない。

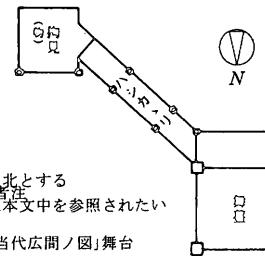


図4-1 「当代廣間ノ圖」舞台
指図は下を北とする
内は筆者注
指図は本文中を参照されたい

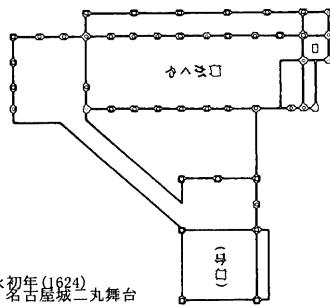


図4-2 寛永初年(1624)名古屋城二丸舞台

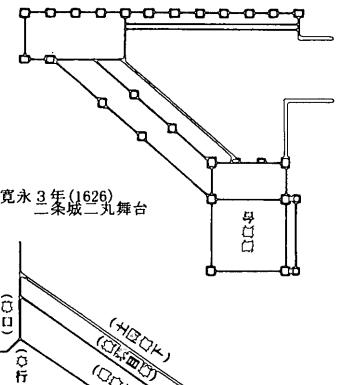


図4-3 寛永3年(1626)二条城二丸舞台



図4-4 寛永17年(1640)江戸城本丸舞台

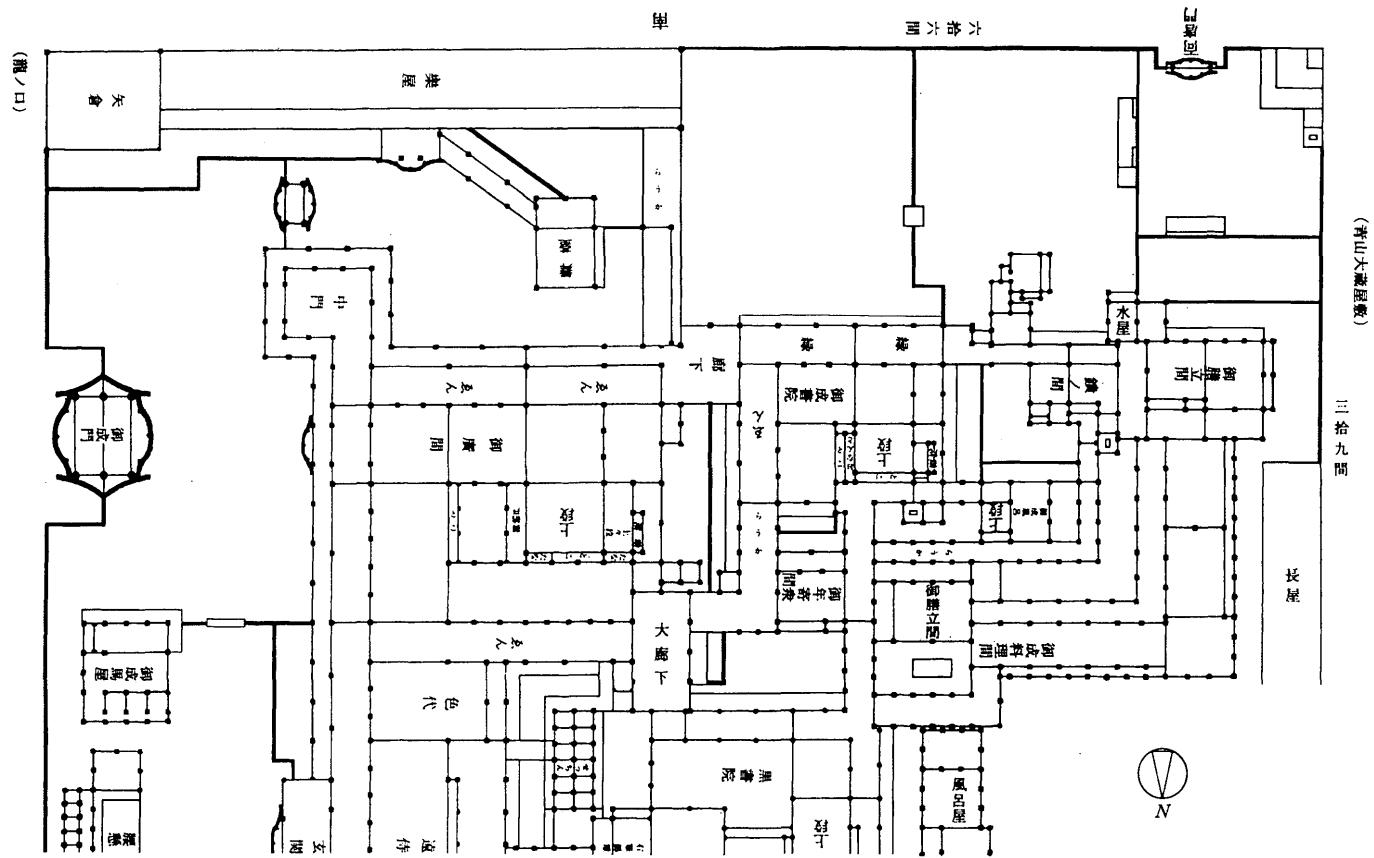


図5 寛永度福井藩江戸上屋敷の〈表〉(岡山大学池田家文庫蔵:『伊豫殿屋敷』部分、指図は下を北とする)

規範の展開（寛永期以降）： 江戸城本丸の表舞台における規範の確立は、諸藩の大名屋敷の能舞台結構へと反映する。

『新編武家雑形』「舞臺」の平面形状は、前述のように寛永16年（1639）の仙台城二丸の表舞台に近似するが、規範とする江戸城本丸表舞台の能舞台に対し、「楽屋」と「後座」脇の「切戸口」を結ぶ「廊下」の存在が特徴的である。さらにその平面形状をより発展させた展開例として、寛永8年（1631）から明暦3年（1657）頃の福井藩江戸上屋敷（図5）³⁷⁾では「（御）広間」から「樂屋」へ延びる「らうか（見物廊下）」が認められ、同様の特徴は寛永度尾張藩上屋敷³⁸⁾等の大名屋敷にもみられる。そして注目すべきは、文政5年（1822）名古屋城二丸御殿³⁹⁾〈表〉舞台にみるように「御樂屋」には「御上段」があり、貴人（大名級）の立入「控の間」と推される。

要するに、これらに共通する一連の平面展開は、貴人が「樂屋」や「広間」から直接に「本舞台」までの移動を可能とする平面形状と総括でき、その歴史背景は次のように推察できる。稀代の能狂として知られる5代將軍綱吉は、御成の規式行事の一部に自ら仕舞した事が記録から知られ⁴⁰⁾、鑑賞する古典芸能としての演能から、たとえ武家の正儀である御成においても、娯楽の文化表現として將軍が仕舞する演能へと、大きく変質している。つまり能役者専用の能舞台平面から、將軍が御渡できる能舞台が希求され、結局は広間と能舞台を連結する「廊下」を付加する事になる。

こうした能舞台の平面形状は、江戸城二丸における寛永20年造営の能舞台や⁴¹⁾、万治度造営の江戸城本丸〈中奥〉「御座之間」前の能舞台にも確認でき⁴²⁾、元来仕舞練習用〈ヶ〉の舞台で成立していた平面形状と推される。御成における娛樂の儀礼化が、〈ハレ〉の制令施設においても形成されたものと理解できる。

結

本稿は、屋敷雛形における能舞台設計論に注目して、能舞台学理の成立過程を論考した。そして特に『新編武家雛形』の能舞台学理「舞臺之事」に注目して、屋敷雛形における能舞台設計論の学理的な特質を考察した。最後に設計論の立場から、屋敷雛形に能舞台学理が成立する過程を歴史評価した。

- i 屋敷雛形に能舞台設計論を記載する史料は26点あり、能舞台学理に関しては公刊建築書の嚆矢『新編武家雛形』「舞臺之事」の学理的な影響が多大といえる。
 - ii そして『新編武家雛形』「舞臺之事」において、説文の設計論（「ぶたいの事」）は詳細で実用性がある。設計論としての能舞台学理の成立は、『(竹内右兵衛覚書)』や『新編武家雛形』原典の存在から推して、寛永15年（1638）頃と判断できる。
 - iii しかしながら、「鏡の間」や「楽屋」を含め一連を能舞台とする概念ではなく、また広間との連續性に能舞台を規定する、屋敷雛形として能舞台学理を展開する特質が認められる。
 - iv 『新編武家雛形』「舞臺之事」は能舞台指図（「舞臺」）も記載するが、その内容は概念的である。武家屋敷の象徴として、能舞台を正統な施設とみなす意識は、屋敷雛形が〈學問書〉化する展開過程において能舞台学理を重視する編纂姿勢として顕現され、その時期は遅くとも明暦元年（1655）に確証できる。

以上を総括すると、元来〈ケ〉の儀式である演能は、元和から寛永期に展開する〈式正敷寄御成〉において武家の〈ハレ〉の儀式として大成され、その影響があつて武家屋敷を象徴する設計学理として体系化がはかられ、住宅設計論の正統を説く建築書の主要な施設として位置づけられたと考えられる。

注

- 1 山崎純・岡本真理子・麓和善・河田克博・仙田満・内藤昌「四天王寺流基幹本『武家記集』の内容的特質」、『日本建築学会計画系論文報告集』、第486号、平成8年8月所収。
- 2 内藤昌「大工技術書について」『建築史研究』第30号昭和36年10月所収、河田克博『日本古典建築叢書3 近世建築書—堂宮雛形2 建仁寺流』大龍堂書店昭和63年、等による。
- 3 シテ柱・目付柱・脇柱・笛柱に囲まれる3間四方を「本舞台」と特記し、「脇座」「後座」「橋掛」等を含む能舞台とは区別する。
- 4 「武家鏡倉圖」は、清水家伝來の金沢市立図書館蔵のものと、岩城家伝來の滑川市立博物館蔵のものがあり、内容的には相互に欠落する。能舞台設計論に関しては、より完備する内容の清水家伝來の「下」を基に考察している。また『鎌倉御所總繪圖』と『武家鏡倉圖』の内容項目、およびその成立過程に関する詳細は、河田克博・岡本真理子・麓和善・内藤昌「加賀建仁寺流系本における屋敷雛形」『日本建築学会計画系論文報告集』第399号平成1年5月所収、参照。
- 5 いわゆる秘伝書と呼ばれる大工家に伝わる筆写本も、木版本が公刊されて以後はその影響を受け、学理が変容する事は顕著にみられる（太田博太郎監修・内藤昌・渡辺勝彦・麓和善・岡本真理子・河田克博『愚子見記の研究』pp. 255～264井上書院昭和63年参照）。詳細は別稿の予定。
- 6 内藤昌「竹内家の書院造木割について」『日本建築学会論文報告集』第66号昭和35年10月、岡本真理子『日本建築古典叢書5 近世建築書—座敷雛形』pp. 588～592大龍堂書店昭和60年、等参照。
- 7 古典建築書関係の論考において、図に併記される記述と区別するために、文章のみで説いた記述を、特に説文と略記する。
- 8 『武家造築雛形集』の「本舞台」主柱寸法は図中書込には8.4寸、または9寸と記すが、説文記述は8.8寸とする。『新編武家雛形』は8.4寸、柱間から柱太さを算出する設計体系をもつ史料（例えば『匠明 殿屋集』や加賀建仁寺流系の諸本）は柱間を0.12倍した7.8寸の指示が多い。8.8寸の主柱寸法としては他に、『日本建築参考図 下』にのみ確認できる。
- 9 能舞台学理に関する当書の記述項目数は63項目で、『新編武家雛形』(79項目)と共にある記述34項目のうち、19項目の設計寸法が両書で同一である。しかしながら柱太さが両書で異なる等、大きな相違点もある。
- 10 能舞台学理に関する当書の記述項目数は43項目で、『新編武家雛形』と共にある記述37項目のうち、20項目の設計寸法が両書で同一である。
- 11 能舞台学理に関する当書の記述項目数は71項目で、『新編武家雛形』と共にある記述39項目のうち、14項目の設計寸法が両書で同一である。
- 12 舞台(前記)の主柱太さは4.8寸、泉殿の様な建築を参考としたとも推察できる。その他の史料においては、7.8寸～9寸である（注8参照）。また、舞台(後記)の主柱太さは9寸の10面取で、木割として特異といえる。
- 13 能舞台建築の源流を、鎌倉御所「泉殿」へなぞらえた記述であるが、『匠明 殿屋集』「舞臺」に「昔ハ泉殿ト云リ」、『舞臺圖』「和泉殿」項目名称後に「鎌倉御所様ニ間和泉殿ト云／武家舞台也」と、同様の概念が認められる。「鎌倉御所圖」を論拠とした「能舞台の原型は泉殿である」との憶測は江戸時代から流布していたが、先学の研究によれば、泉殿から能舞台への直接的な展開は認められない（須田敦夫『日本劇場史の研究』pp. 181～186相模出版昭和41年等参照）。能舞台の源流記述として歴史主義的な意識を示している点に、むしろ注目すべき問題である。
- 14 『御二丸御指図』（宮城県立図書館蔵）（佐藤巧『近世武士住宅』叢文社昭和54年p. 25所収）。
- 15 山崎他前掲書(注1)3-2参照。
- 16 「今所述武家雛形之書者先師會／彫梓雖行于世而既依有采薪之／憂不遑弄考錄於是爲不足於其／意一日遺言予謂來日必改正此／以遂願也故雖僭諱不忍錯命而／今因先師所記而重附錄焉」（／は原文改行箇所）
- 17 『(竹内右兵衛覚書)』には奥書年紀を欠くが、竹内家初代の右兵衛が松江に入国する寛永15年(1638)から、遅くとも歿する承応3年(1654)までに成立したと考察できる（内藤前掲書注6参照）。
- 18 能楽の成立過程に関する歴史的な論考は、『岩波講座 能・狂言Ⅰ 能楽の歴史』（岩波書店昭和62年）等、多数ある。特に能舞台に関する論考は、須田前掲書注13、山崎樂堂「能舞臺」・小島芳正「能舞臺變遷概史」（『能樂全書 第四卷』東京創元社昭和54年所収）、等を参照。
- 19 なかでも春日神社に奉仕した大和四座は有名である。
- 20 この時代の能舞台の造構として他に、伏見城の造構とされる西本願寺の南能舞台・北能舞台、沼名前神社の能舞台がある。しかしながら、これ

- ら舞台は後述(注31)するように、後世に構造的な改造がなされている。
- 21 德川幕府にて能楽を正式な武家式楽とみなす時期は、慶長8年(1603)家康が伏見城にて將軍宣下式にて猿楽能を催して以降と考えられ、幕府の扶持を得て職制の末端に連なる慶長14年(1609)において傍証できる。『大徳院殿御実記』慶長14年3月29日の条に、大御所家康は故豊太閤（豊臣秀吉）のとき大坂に勤番していた大和四座に、今後は駿府にて勤仕すべき事を命じ、同年10月27日には大坂時代と同等の俸禄を与えている。
 - 22 山崎他前掲書(注1)3-6参照。また將軍御成の規範が成立する過程は、佐藤豊三「將軍御成について」(一)～(九)（『金鏡叢書』昭和49～61年所収）、北野隆「江戸時代前期における御成の式次第について」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭和56年9月所収）、等を参照。
 - 23 『本光國師日記』「…其占廣間へ出 御候而。御能可在之様子に候…」
 - 24 『徳川建築史一班 卷之一』「元和寛永之始 大猷院様御在世御成之儀依…(中略)…御廣間御上段ま向て御舞臺立」。また『向念覚書』の記述（山崎他前掲書注1の脚註44に既述）からも推定できる。
 - 25 『慶長日記』（慶長10年5月）「…同三日四日五日於伏見御祝之能有…」
 - 26 『義演准后日記』（慶長8年4月4日）「…其後 御出御能始ル…舞台南庭…」
 - 27 『中井家文書』（慶長14年）「一、駿河御城三ノ御丸舞舞台樂や御普請御用大鋸木挽…」、（慶長19年）「…三丸御舞台のはしかくし仕ふん…」（内藤昌代表『駿府城学術調査研究報告集』p. 85・92静岡市教育委員会平成2年）。また『慶長日記』（慶長16年）「…駿府三ノ丸ニテ姫若御馳走ノ御能アリ…」との演能記録からも実証できる。
 - 28 『慶長日記』（慶長12年2月13日）「一、二月十三日ヨリ江戸本丸ト西ノ丸ノ間ニテ観世今春勧進能有…」
 - 29 『寛永日記』（寛永8年正月）「…御広間工出御猿樂御綱候ス…」、寛永13年12月13日に朝鮮国使任続が家光と挙げた本丸大広間の詳細記録もある。
 - 30 『禁中御指図』『(慶長度内裏指図)』（宮内庁書陵部蔵）（平井聖編『中井家文書の研究 一』pp. 48～58中央公論美術出版昭和51年所収）
 - 31 「能樂書」を論拠とする論考では、「大勢の座」を「脇座」と解してその成立を室町期に推察する説もある（須田前掲書注13pp. 157～161）。西本願寺にある2つの舞台は後世に改造され、「脇座」は後世の付加と推定される（同pp. 221～231、小島前掲書注18p. 33）。ただし北能舞台は天正9年(1581)の墨書きがあり、一応桃山時代のものと考えておく。武家舞台としては、文禄元年(1592)頃の名護屋城の様相を伝える『肥前名護屋城圓屏風』の下山里丸に、切妻造檜皮葺で「脇座」がない「能舞台」と柿板葺の「橋掛」「樂屋」が描かれている。『甫庵太閤記』の「名護屋旅館御作事衆」+三、「文禄二年卯月九日於名護屋本丸-御能之次第」+四の史実と符合する（内藤昌『肥前名護屋城圓屏風』の建築的考察）『国華』pp. 9～30朝日新聞社昭和43年6月No. 915所収参照）。また肥前名護屋は最近発掘・整備が進められ、堀秀治陣跡から能舞台の礎石等がみつかっている（北野隆『復原大系日本の城⑧ 九州・沖縄』ぎょうせいpp. 148～151）。
 - 32 『尾州二之丸御指図』（徳川林政史研究所蔵）等（内藤昌編『名古屋城』p. 64小学校昭和60年所収）。名古屋城は幕府直営の建築で、尾張藩本営としての機能は二丸御殿にもつ。
 - 33 奥村得義『金城溫古錄』による。現在、名古屋城二丸能舞台は徳川美術館内に原寸復原されている。
 - 34 『行幸御殿並古御建物御取解不相成以前二条御城中絵図』（中井忠重氏蔵）等（内藤前掲書注5p. 284所収）。
 - 35 『大坂御城惣絵図』（中井忠重氏蔵）等（内藤前掲書注5p. 287所収）。
 - 36 『御本丸惣絵図』（大熊喜威氏蔵）等（内藤昌「江戸の都市と建築」『江戸圓屏風』別巻p. 52毎日新聞社昭和47年所収）。
 - 37 『伊豫殿屋敷』（岡山大学池田家文庫蔵）（内藤前掲書注36p. 83所収）。
 - 38 『尾張大納言様御廣間』（大熊喜威氏蔵）（内藤前掲書注36p. 80所収）。甲良家史料、玄関・遠侍・広間の平面図で舞台は不記だが、「広間」からおそらく舞台「樂屋」を結ぶと推察できる「廊下」が描かれ注目される。
 - 39 『名古屋城二之丸絵図』（名古屋城管理事務所蔵）（内藤前掲書注32p. 143所収）。
 - 40 納吉御成ではすでに將軍の権威・権力は確立され、専制安定後の行事であるが故に納吉個人の恣意・趣味の満足を求める遊興的な行事と化し、「講読」「仕舞」等が付加された。例えば元禄11年の尾張家江戸麹町邸御成においては、御成書院へ出御して仕廻あり、納吉は高砂・羽衣・小鍛冶を舞っている事が記録から判明する（佐藤前掲書注22(八)参照）。
 - 41 『二丸御絵図』（国立公文書館蔵）（内藤前掲書注36p. 67所収）
 - 42 『寛永度絵図御本丸』（都立中央図書館蔵）（内藤前掲書注36p. 58所収）

(1997年7月10日原稿受理、1997年9月19日採用決定)